

道徳のかけ橋

平成29年10月30日発行
第 1 2 号
福 島 県 教 育 庁
義 務 教 育 課

「特別の教科 道徳」の実施に向けた地区別研修会を7地区で開催しました。

8月2日の相双地区をはじめに、県内7地区において、小中学校・特別支援学校の管理職、道徳教育推進教師等（各校1名悉皆）が参加し、「特別の教科 道徳」の実施に向けた地区別研修会を開催しました。この研修会では平成30年度に小学校、平成31年度に中学校で予定されている道徳科の完全実施に伴う行政説明及び協議等を目的とするものです。

いずれの地区においても、道徳教育全体計画や年間指導計画の立案、質の高い多様な指導方法、評価の在り方等について先生方が熱心に説明に聞き入り、その後の質疑やグループ協議において、自分の学校の現状や課題、これからのロードマップ等を確認し合う等、有意義な研修となりました。

今号からは、全5回1週間おきに発刊し、この研修会で説明し、質問のあった内容について特集し、皆様にお届けします。今後の完全実施、教育課程編成に向けて参考にしていただければ幸いです。



道徳教育の課題と特別の教科化がめざすものは？

道徳教育の課題と特別の教科化がめざすもの

量的課題

- ▶ 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ▶ 他教科等と比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないかと。

年間35時間単位の時間が確実に確保されるという量的確保

質的課題

- ▶ 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- ▶ 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ▶ 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけの型にはまったものになりがちである。
- ▶ 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深めるといった質的転換

「道徳教育の在り方に関する懇談会」報告書（H25.12.26）における指摘より

まずは、35時間の授業を量的に確保することが大切です。子どもたちが「道徳」と向き合う時間を確実に確保したいものです。

その上で「登場人物の心情を理解させるだけの型にはまった指導になりがち」等の課題を受け止め、効果的な指導方法を共有して質的な転換を図っていきましょう。



なぜ「特別」なの？教科化の具体的なポイントは？

道徳の「特別の教科」化（学習指導要領の改正）

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」（小・中学校で週1時間）を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）（引き続き週1時間）として新たに位置付ける（平成27年3月27日）

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）
指導要領の様式例は示すが、内書には記載せず、入学者選抜に使用しない

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

「教員免許がなく、担任が担当することが望ましいこと」「数値などの評価がなじまないこと」等、教科にない側面があるため、「特別」なのです。

また、教科化の具体的なポイントとして①教科書の導入 ②体系的な内容への改善 ③質の高い多様な指導方法を工夫 ④児童生徒を受け止め、認め、励ます評価の4つがあります。（この4つのポイントについては、次号以降で詳しく説明していきます。）



道徳教育の目標は？道徳科の目標は？

道徳教育の目標

(小(中)学校学習指導要領第1章総則 第1 教育課程編成の基本方針 2 抜粋)
 学校における道徳教育は、**特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)**を要として、**学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。**
 道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと**を目標とする。

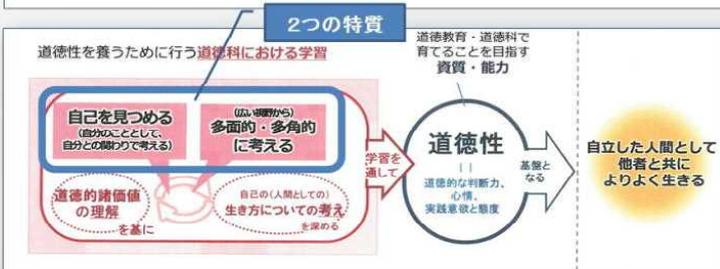
- 学校の教育活動全体を通じて行う「道徳教育」の記述・「総則」編に記載
- 「特別の教科 道徳」の記述・「特別の教科 道徳」編に記載
- 「道徳教育」の「要」として「道徳科」の位置付けは従来と変わらない。
- 育むものは、**内面的資質としての道徳性に統一**

新学習指導要領において、学校の教育活動全体を通じて行う「道徳教育」については「総則」の章に、授業については「特別の教科 道徳」の章に、別の章立てとなって記載されています。両方の目標や内容、関係をとらえることが大切です。

特に「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育」「特別の教科 道徳」いずれの目標においても、育むものは「道徳性」に統一され、現行学習指導要領にあった「道徳的実践力」という記述がなくなり、育むものが異なるというねじれが解消されました。授業のねらいも、どんな道徳性の諸様相(道徳的判断力、心情、実践意欲と態度)を育みたいのか、しっかりと精査することが大切です。

「特別の教科 道徳」の目標

(小(中)学校学習指導要領第3章 特別の教科 道徳の「第1目標」)
 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための**基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。



朱字で記述された「〇〇学習を通して」の部分が特に大切です。

具体的には、道徳科の特質として、道徳的諸価値の理解を基にしながら、

- 自己を見つめること
- 物事を多面的・多角的に考えることを押さえることがとりわけ大切です。

この特質に根ざして授業を構想・展開し、一人一人の子どもたちの学習状況や道徳性の成長の様子を見取って、評価することになるのです。

Q 道徳科の授業を原則的に担任が行うのはなぜですか。担任以外が行ってはいけないのでしょうか。

A 道徳科の授業を原則的に担任が行う理由としては、「学級担任が児童生徒の実態に精通していること、時間的にもふれあう機会が多く、継続的に道徳性の成長を見ることができること」が挙げられます。しかしながら、あくまでも「原則」であり、担任一人が全てを担うことを意味する訳ではありません。

例えば、校長や教頭が参加する授業を行うことはもちろん、教員同士が互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組んで、子どもについて情報交換したり、評価の視点や方法等について、学年内、学校内で共通認識をもったりすることが効果的です。

学級担任授業を行うことを原則としながら、学校、学年としての組織的に対応することが大切です。

本年度の各地区の道徳教育推進校を紹介します。

- 平成29年度 各地区道徳教育推進校
- 〔県 北地区〕伊達市立大田小学校
 - 〔県 中地区〕福島県立小野高等学校
 - 〔県 南地区〕棚倉町立棚倉中学校
 - 〔会 津地区〕喜多方市立駒形小学校
 - 〔南会津地区〕檜枝岐村立檜枝岐小学校
 - 〔相 双地区〕南相馬市立原町第三中学校
 - 〔いわき地区〕いわき市立赤井中学校

県内7つの小・中・高等学校を道徳教育推進校とし、地域に根ざした道徳教育の推進とその研究を進めています。現在、この7つの推進校を、各地区の道徳教育推進の「要」として、道徳地区別推進協議会をはじめとして、授業の研究公開や講演会等を積極的に行っております。

なお、推進校には、「道徳教育推進報告書」を作成していただき、各学校にお届けするとともに、義務教育課ホームページにも掲載し、皆様に発信する予定です。